

第 1 2 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年11月 2 日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋臨海高速鉄道株式会社（以下「本件会社」という。）の経営再建に係る債権者会議の開催通知書及び決議事項について分かるものの公開請求を行った。
- 2 同月 9 日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
 - (1) 事業再生計画案決議のための債権者会議の開催通知
 - (2) 本件会社事業再生計画（案）及び別紙（以下「本件別紙」という。）
 - (3) 本件会社の特定認証紛争解決（事業再生ADR）手続終了の通知書
 - (4) 本件会社の事業再生計画案にかかる同意書
- 3 同月22日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、事業再生計画案決議のための債権者会議の開催通知を除いた文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同年12月16日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
 - (1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当
公開請求のあった文書のうち、本件会社事業再生計画（案）及び別紙の一部に含まれる情報、債権者会議の開催通知及び特定認証紛争解決手続終了の通知書における法人の代表者の印影（以下「本件非公開情報」という。）については、法人の内部管理に関する情報であって、公開することによって当該法人に不利益を与えると認められるため。
 - (2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当
経営者の略歴は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため。

- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次の理由及び平成23年1月7日に公開を実施することを異議申立人に通知した。
- (1) 事業再生計画及び本件別紙の要旨は、すでに名古屋市議会に資料として公開しており、同計画等のうち公開済みの情報については、非公開とする利益が認めがたいため。
- (2) 異議申立人の事業再生計画は特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR」という。）によるものではあるが、多額の公的支援に基づく今回の手続においては、出来る限りの情報を公開するべきである。
- 6 同月6日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- 7 同月13日、実施機関は、本件処分の執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

事業再生ADRについては、その内容が債務の弁済猶予や免除を内容とするものであるため、当事者全員が信用維持あるいは営業上の観点から手続過程及び合意内容の秘密保持を順守することが不可欠である。このため、事業再生ADR手続の内容については原則非公開となっており、仮に公開する場合も全ての関係者の合意が必要とされており、本件行政文書には、異議申立人が今後展開する事業再生計画を具現化するための詳細かつ具体的な内容が記述されており、関係債権者の企業運営上の機密となる情報もある。また、異議申立人が営利企業である以上、社会通念上、企業秘密というべき経営戦略そのものの情報も含まれており、本件行政文書に記載されている内容を何らの説明をすることもなく、単純に公開することは誤解を生じる可能性もあるので、市議会資料などの既存資料を活用することで対応すべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第1項第2号の適用の有無は、一般的に関係する法人等の性格や行政との関係も考慮した上で判断する必要がある、今回の件に関して言えば、本市が主導して事業を進めてきた第三セクターに係ることや、多額の税金投入に至った事情等についても十分に斟酌した上で判断すべきものであり、関係者に不当な不利益を与えない限り、出来る限り公開すべきものとする。また、本件行政文書は本市が金融支援を行うかどうかについての重要な判断資料としての側面も有しており、市民への説明責任といった観点からも市民に対して最大限の開示をする必要がある。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第7条第1項第2号該当性

(1) 当審査会は、本件行政文書のうち、本件非公開情報を除いた部分（以下「本件公開情報」という。）が条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件行政文書は、本件会社の事業再生ADRによる和解に関する文書であり、異議申立人の行う弁済猶予や債務免除について記載されている。したがって、本件行政文書は、法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

(4) 次に、本件公開情報を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件公開情報の内容は、名古屋市議会に資料として提出されている情報と同様の部分を公開していることから、既に誰でも閲覧することができるものになっているため、本件公開情報を公開しても、異議申立人に明らかに不利益を与えると

は認められない。

- (5) したがって、本件公開情報は条例第7条第1項第2号に該当するとは認められない。

なお、異議申立人は、本件行政文書に記載されている内容を何らの説明をすることもなく、単純に公開することは誤解を生じる可能性もあるので、既存資料を活用することで対応すべきと主張するが、審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

- 4 また、本件行政文書は、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非公開とした部分を除いて、非公開情報を定める条例第7条第1項第1号、第3号から第7号までの規定のいずれにも該当しないと認められる。

- 5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 1月 5日	諮問書の受理
1月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月 1日	異議申立人及び参加人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4月11日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
6月15日 (第126回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議
10月12日 (第130回審査会)	調査審議
12月 2日	答申